

雜 件 報 告

一、日本労働組合會議參加の件

第三回聯盟大會に於て加盟を決定せる日本労働俱樂部が、數回の委員會懇談會を経て、日本労働組合會議に發展的改組を遂げ、去る九月二十五日、東京芝浦會館にて結成大會を挙ぐるに當り、我が聯盟は松浦聯盟主事新妻大阪同志會長、木下山口縣海反同志會主事、田上横浜港湾從業員組合主事、飯島東京油反同志會顧問、根東京海反同志會常任が代議員として出席し、第三回大會に於て決議せる労働者災害扶助法の適用範囲の拡大を大會議案として提出し、松浦聯盟主事其の提案理由の説明をなし、満場一致可決し、日本労働組合會議を通じて我等の決議は達成せられつゝあり。決議は尤も知し。

労働者災害扶助法第一條に左の數項を挿入追加する事を決議す。

労働者災害扶助法第一條第一項
岸壁、桟橋、渡止場、停車場、倉庫へ船舶ヨリ、若クハ船舶へ及ビ内地港々間ノ貨物及び旅客輸送ノ事業又ハ平水航路及び湖川、港湾ノミヲ航路定限トシテ貨物及び旅客輸送ノ事業。

二、水上生活者選舉権獲得鬭爭

水上生活者に公民権扶助すべしに就ては我聯盟は創立以來運動を継けて來つたものであるが、本年八月一日大審院に於て、若松市所屬海面に碇繩場を持つ船夫が選舉人名簿登録請求の訴訟を提起し、市が敗訴となり、水上生活者の選舉権が確認されたるに端を発し、我聯盟は、全國油反同志會に指令を發して積極的に闘争を展開せし結果、社會的には大阪セントラルヨンを起し、遂に神戸、門司、戸畠、若松、大阪、名古屋、横浜等は半年度より登録する事に決定、其の他の港湾都市に於ても地方的特殊事情を参考し、可及的早々調査登録する事を存り、大本收穫を收めたり。